

秋田県がん登録事業情報提供事務処理要綱

(目的)

第1 秋田県がん登録事業（以下「がん登録事業」という。）において、情報の提供に関する事務処理の明確化を行い、事務を適切かつ円滑に実施できるようにすることを目的とする。

(運用体制)

第2 県は、情報の提供依頼申出者に対する一元的窓口機能として、申請を取りまとめ、それぞれの情報について知事が行った提供の決定に基づき、情報の提供を行う調整機能等の役割を果たす組織（以下「窓口組織」という。）を設置する。

2 がん登録等の推進に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項に規定される知事の権限及び事務の委任を行った場合は、当該委任を受けた者において窓口組織を設置する。

3 窓口組織は、情報の保護等について、「全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアル第1版改定版」（平成30年3月13日付け健発0313第1号厚生労働省健康局長通知別添。以下「安全管理措置マニュアル」という。）に基づき、業務を行うものとする。

(情報及び定義情報等の保管、整備)

第3 窓口組織は、情報の提供に関する事前相談対応やその事務等に資するため、様式1により、当該機関内における情報及び定義情報等の存在の有無・所在とその保管状況を把握するものとする。

2 前項に規定する保管状況等の確認は年1回以上実施するものとする。

(事前相談への対応)

第4 窓口組織は、情報の提供について、提供依頼申出者から連絡及び相談等があつた場合、法の趣旨及び提供を申し出ができる者、秋田県健康づくり審議会がん登録部会（以下「部会」という。）による審査の要不要及び審査の方向性、利用の制限（秘密保持義務、利用期間及び提供可能な情報）並びに安全管理義務等について、当該提供依頼申出者に対して、説明を行うとともに、当該申出に係る提供に関する応諾可能性についての事前相談にも対応するよう努めるものとする。

(提供依頼申出者からの申出文書の受付)

第5 提供依頼申出者（法第20条に係る申出を除く。）は、情報の提供を求める場合、提供を求める情報の種類に応じて、様式2－1による申出文書を、窓口組織に

提出するものとする。

2 法第20条に係る提供依頼申出者は、様式2－2による申出文書を、窓口組織に提出するものとする。

(提供依頼申出者)

第6 提供を申し出ることができる者は次に掲げる者とする。

- 一 法第18条第1項各号に規定される者
- 二 法第19条第1項各号に規定される者
- 三 法第20条に規定される者
- 四 法第21条第8項及び第9項に規定される者

(提供依頼申出者の別と利用目的等の関係)

第7 提供依頼申出者別に、提供を申し出ることのできる情報等については、別表1「提供依頼申出者の別と利用目的等の関係」のとおりとする。

(申出時に必要な添付書類等)

第8 提供の申出に係る調査研究の目的が、「都道府県、市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究」のための場合、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 当該情報をを利用して実施する調査研究（法第18条、第19条並びに第21条第8項及び第9項に係る調査研究をいう。）が、申出を行う当該機関の活動にとって必要不可欠であることを証明する書類（様式3）
- 2 提供依頼申出者が、前項の目的のため、行政機関若しくは独立行政法人等から調査研究の委託を受けた者又は行政機関若しくは独立行政法人等と共同して当該調査研究を行う者（法第17条第1項第2号、第18条第1項第2号）に該当する場合は、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - 一 調査研究等の委託等に係る契約書等の写し
 - 二 前号のほか、秘密保護に係る覚書等を取り交わしている場合には、当該覚書等の写し
 - 三 前号に該当する場合であって、契約締結前である等の事情で委託契約書及び覚書等の写しが添付できないときには、様式4－1を提出することで、委託契約書及び覚書等に代替できるものとする。この場合、契約締結後は速やかに委託契約書及び覚書等の写しを提出することとし、情報の提供が決定された場合には、当該写しの提出を確認した後に情報の提供を行うものとする。
- 3 提供の申出に係る調査研究の目的が、「がんに係る調査研究（法第21条第8項及び第9項）」に該当する場合、次に掲げる事項を明らかにすることが必要である

る。

- 一 法人その他の団体が提供依頼申出者である場合は、その代表者を提供依頼申出者とし、当該者の本人確認及び所在確認のため、当該法人その他の団体の名称及び住所も明らかにする。
- 二 個人が提供依頼申出者である場合は、当該個人を提供依頼申出者とし、当該個人の本人確認及び所在確認のため、生年月日及び住所も明らかにする。ただし、複数の個人による申出の場合には、その代表者を提供依頼申出者とする。
- 三 実績を示すことが必要である場合は、提供依頼申出者が、がんに係る調査研究であってがん医療の質の向上等に資するものの実績を2以上有することを証明する書類（例：学術論文、報告書等）を添付すること。
- 4 提供依頼申出者が、調査研究の一部を委託する場合は、以下の書類を添付するものとする。
 - 一 委託に係る契約書の写し
 - 二 前号のほか、秘密保護に係る覚書等を取り交わしている場合は、当該覚書等の写し
 - 三 前号に該当する場合であって、契約締結前である等の事情で委託契約書や覚書等の写しが添付できないときには、様式4－2を添付することで、委託契約書や覚書等に代替できるものとする。この場合、契約締結後に速やかに委託契約書や覚書等の写しを提出することとし、情報の提供が決定された場合には、当該写しの提出を確認した後に情報の提供を行うものとする。

（同意について）

- 第9 がんに係る調査研究を行う者が、都道府県がん情報の提供を受ける場合、生存者については、当該がんに罹患した者から都道府県がん情報が提供されることについて同意を得ている必要がある。なお、当該情報のオプトアウトによる第三者提供は認めていない。また、書面等の形式で適切に同意を得ていることが分かる書類を添付するものとする。ただし、小児がん患者等の代諾者からの同意の取得が必要な場合においては、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）の「第4章第9 代諾者等からインフォームド・コンセントを受ける場合の手続等」に準じることとし、その旨が分かる書類を併せて添付するものとする。
- 2 同意代替措置が講じられている場合について、申出に係る調査研究が、法の施行日（平成28年1月1日）前に、当該調査研究の実施計画において調査研究の対象とされる者の範囲が定められたものであり、その規模等の事情を勘案して、法の施行日後に、対象とされている者の同意を得ることが当該調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼすものとして次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の都道

府県がん情報が提供されることについての同意は必要としない。

- 一 施行日前からがんに係る調査研究の対象とされている者が5千人以上である場合
 - 二 がんに係る調査研究を行う者が、施行日前からがんに係る調査研究の対象とされている者と連絡を取ることが困難であることにより、同意を得ることががんに係る調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼすことについて、厚生労働大臣の認定を受けた場合
 - 三 がんに係る調査研究を行う者が、調査研究の対象とされている者の同意を得ることで、調査研究の結果に影響を与えることにより、円滑な遂行に支障を及ぼすことについて、厚生労働大臣の認定を受けた場合
- 3 窓口組織は、前項第2号及び第3号の認定を受けようとする提供依頼申出者から提供の申出を受け付けた場合、当該調査研究が厚生労働大臣の認定を受けた後に、当該研究への情報の提供に係る審査を依頼し、部会においては審査を行うものとする。

(申出文書の形式点検)

第10 窓口組織は、提供依頼申出者から申出書を受領した場合、様式5-1に基づき形式点検を行うものとする。

(申出文書の審査)

- 第11 前条の形式点検により、申出文書が点検内容に適合した場合は、部会において、様式5-2により審査を行うものとする。ただし、法第20条に基づく病院等への提供に該当する申出の場合は、部会の意見を聴くこととされていないが、窓口組織が前条の形式点検を行い、必要に応じて部会の意見を聴くものとする。
- 2 知事は、当該都道府県がん情報又は当該都道府県がん情報の特定匿名化情報の提供に該当する申出の場合は提供の決定について部会の意見を聴くものとする。
 - 3 知事は、当該都道府県に係る匿名化が行われた都道府県がん情報の提供に該当する申出の場合は当該匿名化及び提供の決定について、部会の意見を聴くものとする。

(部会への立ち会い)

- 第12 部会は、申出文書を基に審査を行うが、申出内容が専門的であるなどの事情により、申出文書に記載されている内容だけでは十分に審査できないとされる場合等においては、提供依頼申出者の立ち会いのもと、当該者への質疑を踏まえて審査を行うことができるものとする。
- 2 都道府県がん情報又は匿名化が行われた都道府県がん情報の提供に該当する申出

の場合は、部会の長が必要と判断した場合に、提供依頼申出者を参考人として出席させる等の対応を行う。

- 3 部会は、必要があると認める場合には、提供依頼申出者に対し、資料の追加・修正を求めた上で、再度審査を行うことができる。

(申出文書等の記載事項の変更)

第13 提供依頼申出者は、申出文書等の記載事項に変更が生じた場合、変更後の記載事項がある様式について改めて提出するものとする。

- 2 窓口組織は、前項の提出があった場合、必要に応じて部会に意見を聞くこととする。ただし、提供依頼申出者及び利用者の組織名・役職名の変更等、形式的な変更、人事異動に伴う担当者の変更等であって、窓口組織に対し当該変更が生じる旨の連絡を電子メール、その他の適切な方法により行い、変更の応諾を受けている場合については、この限りではない。
- 3 窓口組織はこれらの変更について適正に管理を行うものとする。

(審査結果の通知)

第14 知事は、部会による審査の結果、申出を応諾した場合は、様式6－1により速やかに提供依頼申出者に対して審査結果の通知を行うものとする。

- 2 知事は、部会による審査の結果、申出に応諾しない場合は、様式6－2により速やかに提供依頼申出者に対して審査結果の通知を行うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、知事は、病院等への提供に該当する申出について、申出文書を受理後、速やかに提供依頼申出者に対して提供する旨の通知を行うものとする。

(情報及び定義情報等の提供)

第15 窓口組織は、前条に規定する通知をした後、速やかに提供依頼申出者に対し、当該情報の電子媒体転写分及び当該情報の定義情報等の提供等を行うものとする。

- 2 都道府県がん情報の提供に該当する申出の場合には、提供依頼申出者から、都道府県がん情報との照合のため、当該がんに係る調査研究を行う者が保有する情報の提供を受けた後の照合作業についても、速やかに実施するものとする。

(情報の提供の手段)

第16 窓口組織は、安全管理措置マニュアルに従い、個人情報の保護に留意し、情報の提供を行うものとする。

- 2 窓口組織は、利用者に対し、法第25条から第34条まで、及び法第52条から

第60条までの規定により、情報の保護等に関する制限及び義務が課せられること、罰則が適用されることを必ず説明するものとする。

(調査研究成果の公表前の確認)

第17 知事は、法第36条に基づき、利用者に対して、公表予定の内容について公表前に窓口組織に報告させるものとする。

2 前項の報告があった場合、窓口組織は主に以下の点について確認し、必要に応じて部会に意見を聴き、その成果により識別又は推定することのできるがんに罹患した者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれのないよう、利用者に対して必要な指導及び助言を行うものとする。

- 一 提供を応諾された調査研究目的以外での利用が認められないこと
- 二 特定の個人を識別しうる結果が含まれていないこと
- 三 特定の個人を識別、推定しうる結果が含まれる場合、秘匿化等の必要な加工がされていること

(利用期間中の対応)

第18 知事は、法第36条に基づき、情報の秘密の保護の徹底を図る観点から利用状況について疑義が生じた場合は、利用者から情報の取扱いに関し報告させるものとする。

2 知事は、前項の報告により、問題が解決しないと認めた場合には、法第37条に基づき情報の取扱いに関し必要な助言をするものとする。

3 知事は、前項の助言を行うために、適切な監査手順に基づいた監査等を行うものとする。

(情報の利用期間終了後の処置)

第19 利用者は、提供を受けた情報から生成されるもののうち、申出書類に添付した集計様式又は統計分析の最終結果以外のものについて、提供を受けた情報の定義情報等について、紙媒体等書面で残しているものは溶解等によって、また電子計算機等に記録が残っているものは電子媒体から速やかに消去したり、電子媒体自体を粉碎したりすること等によって、できる限り復元困難な状態にするとともに、これらの利用後の処置について、様式7により、情報の提供を受けた窓口組織に報告するものとする。

2 知事は、利用期間終了後の処置についても確実に廃棄が実施されているかについて疑義が生じた場合には、利用者から情報の取扱いに関する報告等により確認するものとする。

3 知事は、前項による報告により、問題が解決しないと認めた場合には、法第37

条により、情報の取扱いに関し必要な助言をするものとする。

4 知事は、前項の助言を行うために、適切な監査手順に基づいた監査等を行うものとする。

(利用実績の報告)

第20 知事は、利用者が当該利用期間（申出文書に記載した利用期間）の終了後に、提供を受けた情報の利用実績について様式8により報告を求めるものとする。

(不適切利用への対応)

第21 利用者は、法の規定により提供を受けた情報の管理、利用及び提供、保有、秘密保持義務等について、不適切な行為を行った場合には、法第25条から第34条まで及び法第52条から第60条までに規定される罰則が適用される。

(提供状況の厚生労働大臣への報告)

第22 知事は、法第42条に基づき、厚生労働大臣の求めに応じ、法第2章第3節の規定による情報の提供の施行の状況について報告を行うものとする。

(その他)

第23 この要綱に定めるもののほか、がん登録事業における情報提供に係る事務処理に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 提供依頼申出者の別と利用目的等の関係

提供依頼申出者	利用目的	利用隋報	主な適用条文	備考
○国立がん研究センターを含む、他の行政機関及び独立行政法人 ○国の行政機関若しくは独立行政法人からの委託を受けた者又はそれらと共同して調査研究を行う者 ○上記に準ずる者として省令第19条で定める者	のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため 上記以外（がんに係る調査研究のため）	全国がん登録情報又は特定匿名化情報 全国がん登録情報、都道府県がん情報又は匿名化が行われた全国がん登録情報、都道府県がん情報	第17条 21条第3項、第4項、第8項及び第9項	
○都道府県知事からがん登録事業委託を受けた機関	当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため	都道府県がん情報	第18条	「がんに係る調査研究を行う者」に同じ
○当該都道府県が設立した地方独立行政法人 ○地方独立行政法人からの委託を受けた者又はそれらと	当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため	当該都道府県に係る都道府県がん情報以外の全国がん登録情報であって、当該都道府県の住民であった者に係るもの	第21条第1項	

共同して調査研究を行う者 ○上記に準ずる者として当該都道府県知事が定める者	上記以外（がんに係る調査研究のため）	全国がん登録情報、都道府県がん情報又は匿名化が行われた全国がん登録情報、都道府県がん情報	第21条第3項、第4項、第8項及び第9項	「がんに係る調査研究を行う者」に同じ
○市町村の長 ○当該市町村が設立した地方独立行政法人 ○当該市町村又は地方独立行政法人からの委託を受けた者又はそれらと共同して調査研究を行う者 ○上記に準ずる者として当該市町村の長が定める者	当該市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため	都道府県がん情報	第19条	
	当該市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため	第19条第1項の規定により提供を受けることが出来る都道府県がん情報以外の全国がん登録情報であって、当該市町村の住民であった者に係るもの	第21条第2項	
	上記以外（がんに係る調査研究のため）	全国がん登録情報、都道府県がん情報又は匿名化が行われた全国がん登録情報、都道府県がん情報	第21条第3項、第4項、第8項及び第9項	「がんに係る調査研究を行う者」に同じ
○がん係る調査研究を行う者	がんに係る調査研究を行うため	全国がん登録情報、都道府県がん情報又は匿名化が行われた全国がん登録情報、都道府県がん情報	第21条第3項、第4項、第8項及び第9項	
○病院等の管理者	当該病院等における院内がん登録その他がんに係る調査研究のため	当該病院等から届出がされたがんに係る都道府県がん情報	第20条	

様式1

都道府県がん情報及びその匿名化が行われた情報の管理リスト関係

情報名	罹患年次	情報確定年月日	定義情報等			提供可否/根拠
			データ レイア ウト	コード 表	備考	
例) 全国がん登録情報年次確定集約情報（登録情報）	2016年	2018年12月 日	有 (別紙)	有	最終生存確認 日は2016年 12月31日	第17 条、第 21条第 1項か ら第3 項
例) 特定匿名化情報	2016年	年 月 日	有	有	最終生存確認 日は2016年 12月31日	
例) 病院等への提供情報	2016年	年 月 日	有	有	最終生存確認 日は2016年 12月31日	第20条

別紙 登録情報

	項目名(ヘッダ)	データ型	最長桁数	コード備考 ※1: コード定義あり ※2: がん死者情報票のみの登録を含む
1	行番号	数値型	10	ファイル内で1から連番
2	提供情報患者番号	数値型	10	ファイル内で新たに採番する患者番号
3	多重がん番号	数値型	3	0:多重がんなし 1以上:多重の順
4	性別	文字列型	1	0:男女の診断 1:男の診断 2:女の診断
5	診断時年齢	数値型	3	集約診断日-集約生年月日にて算出、 999:年齢不明
6	診断時年齢(小児用)	数値型	28	月齢、9999:年齢不明、 整数4桁+.+小数点以下23桁
7	診断時患者住所都道府県コード	文字列型	2	全国地方公共団体コード1~47、77:国外、 99:不明
8	診断時患者住所保健所コード	文字列型	2	※1
9	診断時患者住所医療圏コード	文字列型	2	※1
10	診断時患者住所市区町村コード	文字列型	5	全国地方公共団体コード
11	診断時患者住所	文字列型	200	都道府県-都市町村-町字までの表記
12	側性	文字列型	1	1:右側 2:左側 3:両側 7:側性なし 9:不明
13	局在コード(ICD-0-3)	文字列型	4	ICD-0-3 局在(T) コードに準ずる
14	診断名(和名)	文字列型	128	局在コードに対応する和名
15	形態コード(ICD-0-3)	文字列型	4	ICD-0-3 形態(M) コードに準ずる
16	性状コード(ICD-0-3)	文字列型	1	ICD-0-3 形態(M) コードに準ずる
17	分化度(ICD-0-3)	文字列型	1	1:異型度I 高分化 2:異型度II 中分化 3:異型度III 低分化 4:異型度IV 未分化 5:T細胞 6:B細胞 7:々細胞 非T・非B 8:NK細胞 9:異型度または分化度・細胞型 が未決定、未記載又は適用外
18	組織診断名(和名)	文字列型	128	形態と性状コードの組み合わせに対応する 和名
19	ICD-10 コード	文字列型	4	
20	ICD-10(和名)	文字列型	128	ICD-10 コードに対応する和名
21	IARC-ICCC3 コード(小児用がん 分類)	文字列型	6	小児用がん用分類※1
22	ICCC(英名)	文字列型	128	ICCC コードに対応する英名

	項目名(ヘッダ)	データ型	最長桁数	コード備考 〔※1:コード定義あり ※2:がん死者情報票のみの登録を含む〕
23	診断根拠	文字列型	1	0:死亡者情報票情報のみかつ診断根拠不明 1:原発巣の組織診 2:転移巣の組織診 3: 細胞診 4:部位特異的腫瘍マーカー (AFP、 HCG、VMA、免疫グロブリンの高値) 5:臨 床検査 6:臨床診断 9:不明
24	診断年	文字列型	4	YYYY 形式
25	診断年月日	文字列型	8	YYYYMMDD 形式
26	診断日精度	文字列型	1	0:完全な日付 1:閏年以外の 2/29 2:日のみ不明 3:月を推定 4:月・日が不 明 5:年を推定 9:日付なし
27	発見経緯	文字列型	1	1:がん検診・健康診断・人間ドックでの発 見例 3:他疾患の経過観察中の偶然発見 4:剖検発見 8:その他 9:不明※2
28	進展度・治療前	文字列型	3	400:上皮内 410:限局 420:領域リンパ節 430:隣接臓器浸潤 440:遠隔転移 777:該当せず 499:不明※2
29	進展度・術後病理学的	文字列型	3	400:上皮内 410:限局 420:領域リンパ節 430:隣接臓器浸潤 440:遠隔転移 660:手術なし・術前治療後 777:該当せず 499:不明※2
30	進展度・総合	文字列型	3	400:上皮内 410:限局 420:領域リンパ節 430:隣接臓器浸潤 440:遠隔転移 777:該当せず 499:不明※2
31	外科的治療の有無	文字列型	1	1:有 2:無 9:施行の有無不明※2
32	鏡視下治療の有無	文字列型	1	1:有 2:無 9:施行の有無不明※2
33	内視鏡的治療の有無	文字列型	1	1:有 2:無 9:施行の有無不明※2
34	観血的(外科的・鏡視下・内視鏡 的)治療の範囲	文字列型	1	1:腫瘍遺残なし 4:腫瘍遺残あり 6:手術なし 9:不明※2

	項目名（ヘッダ）	データ型	最長桁数	コード備考 ※1：コード定義あり ※2：がん死亡者情報票のみの登録を含む
35	放射線療法の有無	文字列型	1	1:有 2:無 9:施行の有無不明※2
36	化学療法の有無	文字列型	1	1:有 2:無 9:施行の有無不明※2
37	内分泌療法の有無	文字列型	1	1:有 2:無 9:施行の有無不明※2
38	その他治療の有無	文字列型	1	1:有 2:無 9:施行の有無不明※2
39	初診病院コード	文字列型	5	全国がん登録独自コード※1 初診：届出情報の中から最も先に受診したと考えられる病院を選択
40	初診病院都道府県コード	文字列型	2	全国地方公共団体コード
41	初診病院保健所コード	文字列型	2	※1
42	初診病院医療圏コード	文字列型	2	※1
43	初診病院住所	文字列型	200	都道府県-都市町村-町字までの表記
44	診断病院コード	文字列型	5	全国がん登録独自コード※1 診断：届出情報の中から「がん」の診断を確定したと考えられる病院を選択
45	診断病院都道府県コード	文字列型	2	全国地方公共団体コード
46	診断病院保健所コード	文字列型	2	※1
47	診断病院医療圏コード	文字列型	2	※1
48	診断病院住所	文字列型	200	都道府県-都市町村-町字までの表記
49	観血的治療病院コード	文字列型	5	全国がん登録独自コード※1 観血的：届出情報の外科的、体腔鏡的、内視鏡的治療のいずれか又は複数がありの場合、外科的、体腔鏡的、内視鏡的の優先順位で当該治療を実施したと考えられる病院を選択
50	観血的治療病院都道府県コード	文字列型	2	全国地方公共団体コード
51	観血的治療病院保健所コード	文字列型	2	※1
52	観血的治療病院医療圏コード	文字列型	2	※1
53	観血的治療病院住所	文字列型	200	都道府県-都市町村-町字までの表記
54	放射線治療病院コード	文字列型	5	全国がん登録独自コード※1
55	放射線治療病院都道府県コード	文字列型	2	全国地方公共団体コード
56	放射線治療病院保健所コード	文字列型	2	※1
57	放射線治療病院医療圏コード	文字列型	2	※1
58	放射線治療病院住所	文字列型	200	都道府県-都市町村-町字までの表記

	項目名（ヘッダ）	データ型	最長桁数	コード備考 ※1：コード定義あり ※2：がん死者情報票のみの登録を含む
59	薬物治療病院コード	文字列型	5	全国がん登録独自コード※1 薬物：届出情報の化学療法、内分泌療法のいずれか又は複数がありの場合、化学療法、内分泌療法の優先順位で当該治療を実施したと考えられる病院を選択
60	薬物治療病院都道府県コード	文字列型	2	全国地方公共団体コード
61	薬物治療病院保健所コード	文字列型	2	※1
62	薬物治療病院医療圏コード	文字列型	2	※1
63	薬物治療病院住所	文字列型	200	都道府県-郡市町村-町字までの表記
64	原死因	文字列型	4	ICD-10 コード
65	原死因（和名）	文字列型	128	原死因ががんの範囲のとき、ICD-10 コードに対応する和名
66	生死区分	文字列型	1	0:生存 1:死亡
67	死亡日/最終生存確認日資料源	文字列型	1	死亡日が存在する場合は"R, C, NC" 死亡日が存在しない場合は"R"
68	生存期間（日）	数値型	5	死亡年月日又は最終生存確認年月日と診断年月日から算出した年次確定集約情報の生存期間（月）×30.5 の日数
69	DCI 区分	文字列型	1	1:DCI である 2:DCI でない DCI : DCO+遡り調査で「がん」の届出
70	DCO 区分	文字列型	1	1:DCO である 2:DCO でない DCO: 死亡者情報票のみで登録された「がん」
71	患者異動動向 (今後提供予定)	文字列型	1	入力都道府県と診断時住所の都道府県が、 1:すべて同一 2:すべて異なる 3:一つでも異なる
72	患者受療動向	文字列型	1	入力都道府県と診断時住所の都道府県が、 1:すべて一致 2:不一致を含む
73	統計対象区分	数値型	1	WHO 多重がん規則に基づく 1:統計対象である 2:統計対象ではない

	項目名（ヘッダ）	データ型	最長桁数	コード備考 ※1：コード定義あり ※2：がん死亡者情報票のみの登録を含む
74	生存率集計対象区分	文字列型	1	0:生存率集計対象外（統計対象区分が2又はDC0区分が1） 1:生存率集計対象（性状コードが3で多重がん番号が最小） 2:生存率集計対象（1を除く第一がんを問わず性状3のもの） 3:生存率集計対象追加候補①（第一がんの性状0~2） 4:生存率集計対象追加候補②（第一がんを含まない性状0~2）
75	集計用市区町村コード	文字列型	5	集約患者診断時住所市区町村コードを、別途定義する定義テーブルによって、任意の年に存在する市区町村コードに置き換えたコード
76	死亡年月	文字列型	6	YYYYMM形式

様式2－1

年　月　日

(あて先) 秋田県知事

提 供 依 賴 申 出 者
(押 印 省 略)

秋田県がん情報の提供について（申出）

標記について、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）

第18条
第19条
第21条第8項
第21条第9項

に基づき、別紙のとおり
に準じ、別紙のとおり

都道府県がん情報
匿名化が行われた都道府県がん情報

法第22条第1項第1号に掲げる情報

の提供を申し出ます。

【申出者の主体による分類】

- 第18条………都道府県知事による利用等
第19条………市町村等への提供
第21条第8項……がんに係る調査研究を行う者への提供（匿名化がされていない情報）
第21条第9項……がんに係る調査研究を行う者への提供（匿名化がされた情報）

【情報の種類】

都道府県がん情報
匿名化が行われた都道府県がん情報

平成28年1月1日以降
の症例に係る情報

法第22条第1項第1号に掲げる情報……平成27年12月31日以前の症例に係る情報

別紙（様式2－1関係）

1 申出に係る情報の名称

都道府県がん情報
匿名化が行われた都道府県がん情報
法第22条第1項第1号に掲げる情報

※1 がんに係る調査研究を行う者が、都道府県がん情報及び法第22条第1項第1号に掲げる情報の提供依頼の申出をする場合は、生存者については、がんに罹患した者の同意を得ていること（法第21条第3項第4号又は第8項第4号）又は法附則第2条に該当していることが分かる書類を添付する。

- 添付：当該研究に係る同意取得説明文書
 添付：厚生労働大臣の認定書等

※2 がんに係る調査研究のための都道府県がん情報及び法第22条第1項第1号に掲げる情報の提供依頼の申出である場合（法第21条第3項及び第8項）、提供依頼申出者が、がんに係る調査研究であってがん医療の質の向上等に資するものの実績を2以上有することを証明する書類等を添付する。

- 添付：実績を示す論文・報告書等

2 情報の利用目的

(1) 利用目的及び必要性

【利用目的】

【必要性】

下記のどちらに該当するかが明確になるよう、具体的に利用目的及び必要性を記載すること。

- ・がん対策の企画又は実施に必要ながんに係る調査研究のため

- 添付： 様式3、委託契約書等又は様式4－1、
研究計画書等

- ・がんに係る調査研究のため

- 添付： 研究計画書等

(2) 法第21条に規定されている目的の研究である場合について

（該当するものを囲むこと）

倫理審査進捗状況 承認済 • その他

その他を選択した場合の理由：_____

倫理審査委員会名称 _____ 委員会

承認番号

承認年月日

3 提供依頼申出者及び利用者について

ア 提供依頼申出者の情報

- ・法人その他の団体が提供依頼申出者の場合

代表者氏名

法人その他の団体の名称

法人その他の団体の住所

- ・個人が提供依頼申出者である場合

氏名

生年月日

住所

イ 利用者の範囲（氏名、所属、職名）

添付：様式2－3

添付：調査研究の一部を委託している場合は、委託契約書又は様式4－2

氏名	所属機関	職名	役割
			分析結果解釈助言 提供依頼申出者 統括利用責任者 分析方法助言 分析

※全ての利用者分、表を追加すること。

所属機関が複数ある場合は、すべての所属機関及び所属する機関における職名又は立場を記載すること。

4 利用する情報の範囲

(1) 診断年次

年から 年診断

(2) 地域

秋田県 市・町・村

(3) がんの種類

例：胃

(4) 生存確認情報（該当する方を囲むこと）

要 • 不要

①生存しているか死亡しているかの別

要 • 不要

②生存を確認した直近の日又は死亡日

要 • 不要

③死亡の原因

要 • 不要

(5) 属性的範囲（性別・年齢）

匿名化された全国がん登録情報については、原則年齢は5歳階級での提供とする。

歳以上から　　歳未満
歳以上

5 利用する登録情報及び調査研究方法

(1) 利用する登録情報

別添「登録情報一覧」のとおり

(2) 調査研究方法 (具体的に記載すること)

添付： 集計表の様式案等

※1 集計表の作成を目的とする調査研究の場合

(1) で指定する登録情報等を利用して作成しようとしている集計表の様式案 を添付する。

※2 統計分析を目的とする調査研究の場合

実施を予定している統計分析手法並びに当該分析における (1) で指定する登録情報等の関係を具体的に記述する。

6 利用期間

必要な限度の利用期間を記載すること

例： 年 月 日まで又は提供を受けた日から5年を経過した年の12月31日までの期間の短い方

7 利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法

(1) 情報の利用場所 (利用場所が複数ある場合は、すべて記載すること。)

(2) 情報の利用場所の組織的、物理的及び技術的安全管理措置状況について

(組織的)

*以下、非匿名化情報の申請時のみ

*□ 統括利用責任者は、個人情報の漏洩等の事故発生時の対応手順を、整備している。

(具体的に記載)

(物理的)

*以下、非匿名化情報の申請時のみ

*□ 個人情報の利用場所及び保存区画は、他の業務から独立した部屋である。

*□ 利用責任者は、利用場所への入室を許可する者の範囲を明らかにしている。

*□ 利用責任者は、利用場所の入退室時の手続きを明らかにしている。

*□ 機器類 (プリンタ、コピー機、シュレッダなど) は、他の業務と共にせず、利用場所内に設置

している。

*□ 個人情報の保存区画の施錠は、前室と利用場所等、二重にしている。

(具体的に記載)

(3) 情報の利用時の電子計算機等の物理的及び技術的安全管理措置状況について

- システム管理者によって管理されている不正侵入検知・防御システム及びウイルス対策機能のあるルータで接続されたネットワーク環境を構築している。
- 情報を取り扱う PC 及びサーバは、ログインパスワードの設定を行っている。
- ログインパスワードを 8 衝以上に設定し、第三者が容易に推測できるものは避けている。
- ログインパスワードを定期的に変更し、以前設定したものを使い回しは避けている。
- ログインパスワードを第三者の目につくところにメモしたり、貼付したりしていない。
- 外部ネットワークと接続する電子媒体 (USB メモリ、CD-R など) を、情報を取り扱う PC 等に接続する場合は、ウイルス等の不正なソフトウェアの混入がないか、最新のウイルス定義パターンファイルを用いて確認している。
- 情報を取り扱う PC 等は、安全管理上の脅威 (盗難、破壊、破損)、環境上の脅威 (漏水、火災、停電) からの保護にも配慮している。

(具体的に記載)

*以下、非匿名化情報の申請時のみ

- *□ 個人情報を取り扱う PC 等は、スタンドアロン又は物理的若しくは論理的に外部ネットワークから独立した有線の環境である。
- *□ 個人情報を取り扱う PC 及びサーバは、生体認証と他の方法との組み合わせによる多要素認証としている。
- *□ 情報を取り扱う PC 及びサーバにチェーン固定等の盗難防止策を講じている。

(具体的に記載)

(4) 情報、中間生成物及び成果物を保存する媒体の種類及びその保管場所並びに保管場所の組織的、物理的及び技術的安全管理措置状況について

(物理的)

- 情報を含む電子媒体及び紙媒体を保管する鍵付きキャビネット等を整備している。
- 情報を保存するロッカー、キャビネットは、施錠可能な利用場所に設置している。

(具体的に記載)

8 調査研究成果の公表方法及び公表予定時期

(複数の媒体で公表予定の場合は、公表予定時期を含めてすべて記載すること。)

例： 年 月頃 学術集会にて発表予定

年 月頃 論文投稿予定

年 月頃 HP にて公表予定

9 情報等の利用後の処置

例：情報の移送用のDVD：裁断

サーバ・コンピュータ内の情報及び中間生成物：物理削除

試行的に作成した集計表や中間分析結果等の中間生成物の印刷物：溶解

10 その他

事務担当者及び連絡先等を記載すること。

他、必要事項があれば記載すること。

事務担当者及び連絡先

氏名：

TEL：

MAIL：

住所：

登録情報一覧

	登録情報（ヘッダ）	申出情報（必要な限度で○を記載）
1	行番号	
2	提供情報患者番号	
3	多重がん番号	
4	性別	
5	診断時年齢	
6	診断時年齢（小児用）	
7	診断時患者住所都道府県コード	
8	診断時患者住所保健所コード	
9	診断時患者住所医療圏コード	
10	診断時患者住所市区町村コード	
11	診断時患者住所	
12	側性	
13	局在コード(ICD-0-3)	
14	診断名（和名）	
15	形態コード(ICD-0-3)	
16	性状コード(ICD-0-3)	
17	分化度(ICD-0-3)	
18	組織診断名（和名）	
19	ICD-10 コード	
20	ICD-10（和名）	
21	IARC-ICCC3 コード（小児用がん分類）	
22	ICCC（英名）	
23	診断根拠	
24	診断年	
25	診断年月日	
26	診断日精度	
27	発見経緯	
28	進展度・治療前	
29	進展度・術後病理学的	
30	進展度・総合	
31	外科的治療の有無	
32	鏡視下治療の有無	
33	内視鏡的治療の有無	
34	観血的(外科的・鏡視下・内視鏡的)治療の範囲	
35	放射線療法の有無	
36	化学療法の有無	
37	内分泌療法の有無	
38	その他治療の有無	
39	初診病院コード	

	登録情報（ヘッダ）	申出情報（必要な限度で○を記載）
40	初診病院都道府県コード	
41	初診病院保健所コード	
42	初診病院医療圏コード	
43	初診病院住所	
44	診断病院コード	
45	診断病院都道府県コード	
46	診断病院保健所コード	
47	診断病院医療圏コード	
48	診断病院住所	
49	観血的治療病院コード	
50	観血的治療病院都道府県コード	
51	観血的治療病院保健所コード	
52	観血的治療病院医療圏コード	
53	観血的治療病院住所	
54	放射線治療病院コード	
55	放射線治療病院都道府県コード	
56	放射線治療病院保健所コード	
57	放射線治療病院医療圏コード	
58	放射線治療病院住所	
59	薬物治療病院コード	
60	薬物治療病院都道府県コード	
61	薬物治療病院保健所コード	
62	薬物治療病院医療圏コード	
63	薬物治療病院住所	
64	原死因	
65	原死因（和名）	
66	生死区分	
67	死亡日/最終生存確認日資料源	
68	生存期間（日）	
69	DCI 区分	
70	DCO 区分	
71	患者異動動向	
72	患者受療動向	
73	統計対象区分	
74	生存率集計対象区分	
75	集計用市区町村コード	
76	死亡年月	

様式2－2

年　月　日

(あて先) 秋田県知事

医療機関名：
施設長名：

都道府県がん情報等の提供の請求について（申出）

標記について、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）

第20条に基づき、別紙のとおり、当院が届出したがんに係る都道府県がん情報
第20条に準じ、別紙のとおり、当院が届出したがんに係る法第22条第1項第1号に掲げる情報

の提供を申し出ます。

【申出者の主体による分類】

第20条・・・・・・病院等への提供

【情報の種類】

都道府県がん情報・・・平成28年1月1日以降の症例に係る情報
法第22条第1項第1号に掲げる情報・・・平成27年12月31日以前の症例に係る情報

別紙 (様式2－2関係)

1 情報の利用目的

がんに係る調査研究のための場合は、具体的に利用目的及び必要性を記載すること。

- ・院内がん登録のため

- ・がんに係る調査研究のため

添付： 研究計画書等

2 利用者の範囲 (氏名、所属、職名)

添付：様式2－3

添付：調査研究の一部を委託している場合は、委託契約書又は様式4－2

【院内がん登録のため】

氏名	所属機関	職名	役割
			例) 責任者 入力作業

※全ての利用者分、表を追加すること。

【がんに係る調査研究のため】

氏名	所属機関	職名	役割
			分析結果解釈助言 提供依頼申出者 統括利用責任者 分析方法助言 分析

※全ての利用者分、表を追加すること。また、所属機関が複数ある場合は、すべての所属機関及び所属する機関における職名又は立場を記載すること。

3 利用する情報の範囲

診断年次： 年から 年診断

4 調査研究方法 (院内がん登録のための場合は省略可)

利用目的ががんに係る調査研究のための場合は、具体的に調査研究方法を記載すること。

添付： 集計表の様式案等

※1 集計表の作成を目的とする調査研究の場合

作成しようとしている集計表の様式案を添付する。

※2 統計分析を目的とする調査研究の場合

実施を予定している統計分析手法を具体的に記述する。

5 利用期間

必要な限度の利用期間を記載すること

年 月 日まで又は提供を受けた日から5年を経過した年の12月31日までの期間の短い方

6 利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法

(利用者の安全管理措置に基づき、具体的に記載すること。)

(1) 情報の利用場所

(利用場所が複数ある場合は、すべて記載すること。)

(2) 情報の利用場所の組織的、物理的及び技術的安全管理措置状況について

(組織的)

- 総括利用責任者は、個人情報の漏洩等の事故発生時の対応手順を、整備している。

(具体的に記載)

(物理的)

- 個人情報の利用場所及び保存区画は、他の業務から独立した部屋である。
- 利用責任者は、利用場所への入室を許可する者の範囲を明らかにしている。
- 利用責任者は、利用場所の入退室時の手続きを明らかにしている。
- 機器類 (プリンタ、コピー機、シュレッダなど) は、他の業務と共用せず、利用場所内に設置している。
- 個人情報の保存区画の施錠は、前室と利用場所等、二重にしている。

(具体的に記載)

(3) 情報の利用時の電子計算機等の物理的及び技術的安全管理措置状況について

(技術的)

- システム管理者によって管理されている不正侵入検知・防御システム及びウイルス対策機能のあるルータで接続されたネットワーク環境を構築している。
- 情報を取り扱う PC 及びサーバは、ログインパスワードの設定を行っている。
- ログインパスワードを 8 文字以上に設定し、第三者者が容易に推測できるものは避けている。
- ログインパスワードを定期的に変更し、以前設定したものを使い回しは避けている。
- ログインパスワードを第三者の目につくところにメモしたり、貼付したりしていない。
- 外部ネットワークと接続する電子媒体 (USB メモリ、CD-R など) を、情報を取り扱う PC 等に接続する場合は、ウイルス等の不正なソフトウェアの混入がないか、最新のウイルス定義パターンファイルを用いて確認している。
- 情報を取り扱う PC 等は、安全管理上の脅威 (盗難、破壊、破損)、環境上の脅威 (漏水、火災、停電) からの保護にも配慮している。
- 個人情報を取り扱う PC 等は、スタンドアロン又は物理的若しくは論理的に外部ネットワークから独立した有線の環境である。
- 個人情報を取り扱う PC 及びサーバは、生体計測+ID・パスワード等の 2 要素認証としている。

- 情報を取り扱う PC 及びサーバにチェーン固定等の盜難防止策を講じている。

(具体的に記載)

(4) 情報、中間生成物及び成果物を保存する媒体の種類及びその保管場所並びに保管場所の組織的、物理的及び技術的安全管理措置状況について

(物理的)

- 情報を含む電子媒体及び紙媒体を保管する鍵付きキャビネット等を整備している。
- 情報を保存するロッカー、キャビネットは、施錠可能な利用場所に設置している。

(具体的に記載)

7 調査研究成果の公表方法及び公表予定期

(複数の媒体で公表予定の場合は、公表予定期を含めて全て記載すること。)

例： 年 月 日頃 ○○がん学会学術集会にて発表予定

年 月 日頃 ○○がん学会雑誌に論文投稿予定

年 月 日頃 ホームページにて公表予定

8 情報等の利用後の処置

例：情報の移送用の CD-R：裁断

サーバ・コンピュータ内の情報及び中間生成物：物理削除

試行的に作成した集計表や中間分析結果等の中間生成物の印刷物：溶解

9 その他

事務担当者及び連絡先等を記載する。

他、必要事項があれば記載する。

様式2－3

年　月　日

(あて先) 秋田県知事

情報の提供の申出に係る誓約書

標記について、申出文書に記載された利用者及び利用目的の範囲に限り、提供を受けた情報を利用すること、および利用に際して、特に以下の事項について遵守することを誓約します。また、違反した場合には、民事的・刑事的な責任に問われる可能性があること、今後のがん登録利用上の処分を受ける可能性があることを理解しています。

1. 提供を受けた情報については、日本国の法令、マニュアル、事務処理要綱等を遵守して取り扱うこと。
2. 提供された情報のうち、匿名化された個人に関する情報については、個人の識別を試みないこと。また、理由の如何を問わず、個人が識別された場合には速やかに窓口組織に報告すること。
3. 申出文書の記載事項に変更が生じたときは、直ちに窓口組織に変更の申出を行うこと。
4. 秋田県知事又は秋田県知事から指示された適切な第三者による監査の通知を受けた場合に、適切に対応すること。
5. 学会抄録、一時的な解析結果など形式を問わず、提供を受けた情報を利用した成果を公表する場合には、公表予定の内容について、遅くとも公表の2週間以上前までに窓口組織に報告し、確認を受けること。
6. 公表に当たっては、原則、適切な措置を講じることで、公表される成果によって、特定の個人又は病院等が第三者に識別されないようにすること。
7. 公表に当たっては、法に基づき情報の提供を受け、独自に作成・加工した資料等であることを明記すること。
8. 申出文書に記載した成果の公表がすべて終了した後、3か月以内に実績報告書により利用実績を報告すること。
9. その他、秋田県知事が作成した利用規約の内容を確認し、遵守すること。

日付　年　月　日

署名

様式3

年　月　日

(あて先) 秋田県知事

提 供 依 頼 申 出 者
(押 印 省 略)

情報の利用の必要性について

年　月　日付けて提供の申出を行う情報について、下記のとおり、その利用を必要とするものですので、よろしくお取り計らい願います。

記

様式4－1

年　月　日

(あて先) 秋田県知事

提 供 依 賴 申 出 者
(押 印 省 略)

調査研究等の委託に係る契約について

標記について、 年　月　日付で提供の申出を行った情報については、調査研究を（委託者名）から委託されています。現在、委託契約手続きを進めており、申出文書に契約関係書類の写しを添付することができません。

当該契約関係書類の写しについては、契約締結後速やかに送付しますが、現時点においては契約書又は覚書に、情報等の適正な管理や情報保護等に関して、下記の事項を明記することとしていますので、よろしくお取り計らい願います。

記

- ① 善良なる管理者の注意義務に関する事項
- ② 業務上知り得た事項に係る秘密保持義務に関する事項
- ③ 関係資料の適正管理義務に関する事項
- ④ 提供を受けた情報の利用及び提供等の制限に関する事項
- ⑤ 調査研究の過程で作成し、不要となった中間生成物の廃棄に関する事項
- ⑥ 業務の再委託の禁止に関する事項
- ⑦ 提供を受けた情報の管理状況についての検査に関する事項
- ⑧ 事故又は災害発生時における報告に関する事項
- ⑨ 違反した場合の契約解除の措置その他必要な事項

様式4－2

年　月　日

(あて先) 秋田県知事

提 供 依 賴 申 出 者
(押 印 省 略)

調査研究等の委託に係る契約について

標記について、 年　月　日付けて提供の申出を行った情報については、一部の解析等を
(受注者名) に委託することとしていますが、現在、委託契約手続きを進めており、申出文書に契
約関係書類の写しを添付することができません。

当該契約関係書類の写しについては、契約締結後速やかに送付しますが、現時点においては契約
書又は覚書に、情報等の適正な管理や情報保護等に関して、下記の事項を明記することとしていま
すので、よろしくお取り計らい願います。

なお、委託先の利用者についても誓約書を提出していることを申し添えます。

記

- ① 善良なる管理者の注意義務に関する事項
- ② 業務上知り得た事項に係る秘密保持義務に関する事項
- ③ 関係資料の適正管理義務に関する事項
- ④ 提供を受けた情報の利用及び提供等の制限に関する事項
- ⑤ 調査研究の過程で作成し、不要となった中間生成物の廃棄に関する事項
- ⑥ 業務の再委託の禁止に関する事項
- ⑦ 提供を受けた情報の管理状況についての検査に関する事項
- ⑧ 事故又は災害発生時における報告に関する事項
- ⑨ 違反した場合の契約解除の措置その他必要な事項

様式5－1

形式点検書

確認日： 年 月 日
確認者：

点検・審査事項	主な点検事項	チェック
(1) 情報の利用目的	・矛盾がないことを証明するために、法第17条から第21条までに規定されている目的の調査研究である旨が分かる書類（研究計画書等）が添付されていること。	
	・第21条に規定されている目的の場合には、倫理審査委員会の進捗状況に関する記載があること。	
	・第21条第3項及び第8項の規定に基づく場合、実績を2以上有することを証明する書類（論文・報告書等）が添付されていること。	
(2) 全国がん登録情報又は都道府県がん情報が提供されることについての同意	・同意を得ていることが分かる書類が添付されていること。	
	・附則第2条第1項に該当する調査研究の場合は、政令附則第2条第3項に該当する調査研究であること及び同意代替措置に関する指針に従った措置が講じられていることを判断できる書類が添付されていること。	
(3) 情報を利用する者の範囲	・利用する登録情報及び調査研究方法と照らし、具体的な役割と、それに対応する者が全て含まれていること。	
	・署名した誓約書が添付されていること。	
(4) 利用する情報の範囲	・市町村等への提供及びがんに係る調査研究を行う者への提供に係る申出の場合は、診断年次、地域、がんの種類、生存確認情報の必要性の有無、属性的範囲等が、記載されていること。	
	・病院等への提供に係る申出の場合は、診断年次が記載されていること。	
(5) 利用する登録情報及び調査研究方法	・利用する登録情報と調査研究方法の関係が記載されていること。	
	・集計表の作成を目的とする調査研究の場合は、集計表の様式例案が添付されていること。	
	・統計分析を目的とする調査研究の場合は、実施を予定している統計分析手法並びに当該分析に利用する登録情報の関係が記載されていること。	
(6) 利用期間	・法第27条又は第32条及び関連する政令に定める限度内であること。	

点検・審査事項	主な点検事項	チェック
(7) 利用場所、利用する環境、保管場所及び管理办法	・情報の利用場所について記載されていること。	
	・情報の利用場所の組織的、物理的及び技術的安全管理措置状況について記載されていること。	
	・情報の利用時の電子計算機等の物理的及び技術的安全管理措置状況について記載されていること。	
	・情報、中間生成物及び成果物を保存する媒体の種類及びその保管場所並びに保管場所の組織的、物理的及び技術的安全管理措置状況について記載されていること。	
(8) 調査研究結果の公表方法及び公表時期	・研究成果の公表予定時期が記載されていること。	
	・提供を受ける情報をそのまま公表する内容ではないこと。	
(9) 情報の利用後の処置	・利用後の廃棄に関して記載されていること。	

様式5－2

審査報告書

確認日： 年 月 日

審査者：

審査事項	審査の方向性	チェック	備考
(1) 情報の利用目的及び必要性	・法の趣旨及び目的に沿ったものであるか。(がん医療の質の向上、国民に対するがんに係る情報の提供の充実又は科学的知見に基づくがん対策の実施に資する研究か等)		
(2) 全国がん登録情報又は都道府県がん情報が提供されることについての同意	・法第21条第3項又は第8項の規定に基づく申出の場合、同意について必要な措置がとられているか。		
(3) 情報を利用する者の範囲	・全ての利用者の役割が明確かつ妥当で、不要な者が含まれていないか。 ・法第21条第3項又は第8項に係る申出の場合、提供依頼申出者ががんに係る調査研究の実績が十分か。 ・調査研究の一部を委託する場合、その内容及び必要性が合理的か。		
(4) 利用する情報の範囲	・利用する情報の範囲が、調査研究の目的とする成果を得るために妥当で、不要な情報が含まれていないか。		
(5) 利用する登録情報及び調査研究方法	・提供可能な情報であるか。 ・利用する情報及び調査研究方法が、目的、調査研究の内容から判断して妥当かつ必要な限度であるか。 ・情報の利用に合理性があり、他の情報では調査研究目的が達成できないものであるか。 ・調査研究の目的が、特定の個人、特定の病院等、特定の市町村の識別を目的とするものではないこと。		
(6) 利用期間	・調査研究内容から見て、整合的かつ必要な限度か。		

審査事項	審査の方向性	チェック	備考
(7) 利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法	・利用者の安全管理措置に示された措置が全て講じられているか。		
(8) 結果の公表方法及び公表時期	・調査研究方法と調査研究成果の公表方法と公表時期が整合的であるか。 ・国民に還元される方法で、公表予定であるか。		
(9) 情報の利用後の処置	・利用者の安全管理措置に示された措置が全て講じられているか。		
(10) その他			

様式6－1

文 書 番 号
年 月 日

提供依頼申出者 様

秋田県知事

印

申出された情報の提供について

標記について、 年 月 日付で提供依頼申出された情報について、提供することとなり

ましたのでお知らせします。

提供番号：

様式6－2

文 書 番 号
年 月 日

提供依頼申出者 様

秋田県知事

印

申出された情報の提供について

標記について、 年 月 日付で提供依頼申出された情報について、下記の理由により、

提供しないこととなりましたのでご了承ください。

記

情報の提供をしない理由：

様式6－3

文 書 番 号
年 月 日

病院等の管理者 様

秋田県知事

印

申出された情報の提供について

標記について、 年 月 日付で申出された情報について、提供することとなりましたのでお知らせします。

提供番号：

様式7

年　月　日

(あて先) 秋田県知事

利 用 者
(押印省略)

廃棄処置報告書

標記について、 年　月　日付で提供が決定された情報について、当該利用期間

が終了したため（利用が終了したため）、提供を受けた情報の廃棄処置について、下記の

とおり報告します。

記

1. 処置年月日

年　月　日

2. 廃棄処置方法

※申出文書に記載した利用後の処置と異なる場合は、その理由を記すこと。

様式8

年　月　日

(あて先) 秋田県知事

利 用 者
(押印省略)

実 績 報 告 書

標記について、 年 月 日付で提供が決定された情報について、当該利用期間

が終了したため（利用が終了したため）、別添のとおり、提供を受けた情報の利用実績について報告します。

※別添として、当該調査研究に係る成果資料（論文、学会発表抄録、書籍、ウェブサイト、会議資料等）を添付すること。